

個人情報ファイル簿

	・市選挙管理委員会は、選挙人名簿の記載内容に変更又は誤りがあった場合、公職選挙法第27条第3項に基づき修正又は訂正しなければならない。	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無	
備考		